

米子市下水道施設でのし尿受入に伴う事務処理等について（報告）

米子浄化場と米子市下水道施設との連携については、米子市下水道部との協議により、米子市における下水道施設再構築事業としてし尿受入に伴う施設を整備し、令和14年度からし尿の受入を行うこととしている。

この度、米子市において令和6年度の当該事業に係る基本設計業務の実施に当たり、費用負担が生じることから、し尿受入に伴う事務処理等について報告するもの。

1 米子市下水道施設との連携に係る経緯

令和元年8月 浄化場のあり方検討会（検討結果）

- ・ 将来的に下水道施設と連携処理することが、より効率的であると考えられるが、現時点で米子市下水道施設の受入能力が不足しており、機能増強を要する状況であるため、連携可能となるまでの間は、米子浄化場の長寿命化を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 下水道施設との連携については、米子市下水道部と継続して協議を行う。

令和元年11月 正副管理者会議

- ・ 浄化場のあり方の検討結果を報告し、米子市下水道施設と連携する方針を決定。

令和5年2月 正副管理者会議

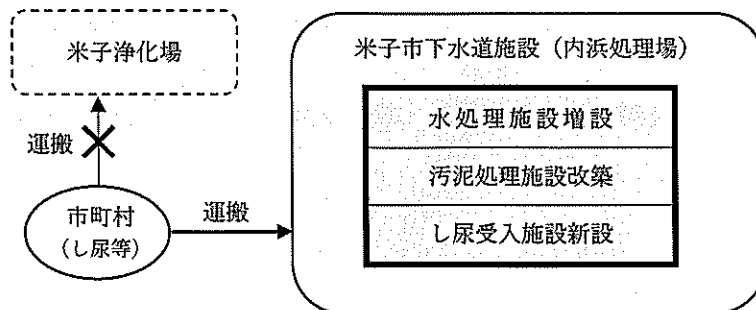
- ・ 米子市が行う下水道施設再構築事業として、米子浄化場は下水道施設（内浜処理場）へ機能集約し、令和6～13年度に米子浄化場と隣接する同施設内にし尿受入に伴う施設を整備のうえ、令和14年度からし尿の受入を行うとする米子市下水道部との協議結果を報告し、米子市下水道施設との連携時期及び方法を決定。

2 米子市下水道施設との連携時期及び方法

(1) 米子市下水道施設再構築事業のし尿受入に伴う施設整備スケジュール

| 処理場 | 事業内容 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|-------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|
| 米子市 下水道施設 (内浜処理場) | 水処理施設増設 | ←基本設計 | ←詳細設計 | ←土工工事 | ←設備工事 | | | | | |
| | 汚泥処理施設改築 | ←基本設計 | ←詳細設計 | ←土工工事 | ←設備工事 | | | | | |
| | し尿受入施設新設 | ←基本設計 | | ←詳細設計 | ←撤去工事 | | ←土工工事 | ←設備工事 | | |

(2) 米子市下水道施設との連携方法



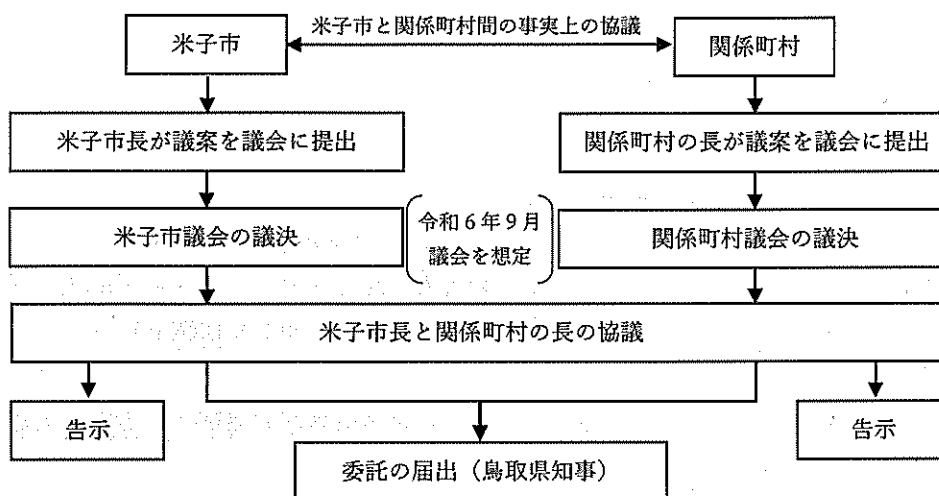
※ 令和14年度のし尿受入開始に伴い、本組合の米子浄化場は廃止するものとする。

3 し尿受入に伴う事務処理等

(1) 事務の委託

米子市を受託者、関係町村を委託者とした地方自治法に基づく事務の委託を行うため、関係市町村において事実上の協議を行ったうえで、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、事務を委託した旨及びその規約を告示するとともに県知事へ届け出る必要がある。

【参考】事務の委託手続きの流れ



(2) 基本設計に係る費用負担

基本設計額（米子市の令和6年度当初予算要求額） 75,000千円

このうち、し尿受入に伴う基本設計額

基本設計額 75,000千円 × し尿受入に伴う割合^{※1}17%^{※2} = 12,750千円

※1 下水道施設の全体に対し、し尿受入に伴う施設が占める割合

※2 令和4年度実績（内浜処理場の処理量、米子浄化場の搬入量）に基づき算出

概算負担額 国交省交付金（交付率50%）を除いた額 **6,375千円**

関係市町村の負担割合については、今後、米子市と関係町村との協議によるものとする。

4 本組合における今後の事務

- 米子浄化場は、土地使用貸借契約に基づき米子市から土地を無償借受したうえで、本組合が建物を建設しており、廃止後は土地を原状回復して返還しなければならないことから、今後、米子市と土地の返還に係る協議・検討を行い、方針を定めることとする。
- 米子浄化場の廃止時には、組合規約・設置条例の廃止及び廃掃法上の施設廃止手続きを行うこととする。